

○議長（中上良隆君） 順番4、17番 山田君。

〔17番（山田哲弥君）登壇〕

○17番（山田哲弥君） 通告に従いまして、一般質問を行います。

新学習指導要領への取り組みについてでございます。

学習指導要領は、社会や時代に対応し、我が国の子どもの未来を開くために、およそ10年ごとに改訂されてきています。新学習指導要領が3月28日に告示され、幼稚園は平成21年度、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度に全面実施されます。

今回の改訂では、平成21年度から移行措置に入ることになっており、文部科学省から次のメッセージが出されておるわけでございます。

1点目は、教育基本法改正等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成すること。

2点目は、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成。

3点目は、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。

これらを大前提として、学校の新しい時代の義務教育の創造をめざすことが大切であると思います。

そこで、橋本市教育委員会として、新学習指導要領の全面実施までの取り組みについてお聞きしたいと思います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中上良隆君） 17番 山田君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君） 山田議員の、新学習指導要領への取り組みについてのおただしについてお答えいたします。

ご指摘のあったとおり、新学習指導要領の基本的な考え方は、教育基本法改正等で明確になった教育の理念を踏まえ「生きる力」を育成すること。2番目として、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視すること。3としまして、道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること、の三点が挙げられます。

現行の指導要領がめざしてきたものも「生きる力」を育てるということであり、今回の改訂と理念は何ら変わりはありません。

しかし、国や国際的な学力調査の結果が示すように、日本の子どもたちの学力の状況については、読解力や知識・技能を活用することが挙げられ、心と体の状況については、自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下など課題があることが指摘されております。

今回の改訂では、言語活動や理数教育、伝統や文化に関する教育、道徳教育、体験活動の充実や小学校段階における外国語活動、情報教育や環境教育など、これまで以上に重点を置く教育内容が示されております。

新学習指導要領は、小学校では平成23年度に、中学校では平成24年度に完全実施となりますので、それまでの間に教育課程の基本方針や、指導内容の変更点等を周知することが必要となります。文部科学省からは移行措置の基本方針として、平成20年度中に周知徹底を図り、平成21年度から可能なものは先行し

て実施することとなっております。

こうした国の動向を踏まえながら、橋本市においても新学習指導要領の周知徹底を図ってまいります。具体的には、文部科学省主催の説明会、それを受けての県の説明会。また、伊都地方のすべての教職員を対象に、各市町村教育委員会が主催して、説明会を開催する予定です。また、各学校におきましても、それぞれの教科内容についての周知を行うようにしております。また、校長会、教頭会、教務主任者会、その他教員研修の機会や教育委員会学校訪問などを通じて周知徹底をしていきます。

また、4月には文部科学省から保護者向けパンフレットが配布されましたが、学校においてはPTAの会合等の機会を逃さず、新学習指導要領の趣旨、内容についての広報を行ってまいります。

具体的な移行措置内容につきましては、直ちに先行実施する内容のもの（総則・道徳）、また国が教材を整備した後に先行実施するもの（算数数学・理科）、そして学校の判断で先行実施可能なもの、これはそれ以外の教科、あるいは小学校外国語活動でございます、に分かれます。また、総授業時間数については、中学校においては、移行期間中は増減はありませんが、小学校については、平成21年度より週1時間増となります。橋本市におきましても、学校現場での混乱が起こらないように、明確にその方向性や対応について指導を徹底してまいります。

橋本市が進めようとしている基本方針は、生涯学習によるまちづくり、小中一貫教育による連続性のある学びの推進ですが、これらの取り組みは、新学習指導要領の理念である「生きる力」を育成することや、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力のバランスの取れた学びを重視していくことと、同一方

向で進められているものであり、何ら相違はないと考えております。

今後も、新学習指導要領の理念を実現させるため、豊かな学びのための取り組みをはじめ、豊かな心、健やかな体の育成のため、教育改革の推進に努めてまいりたいと思います。

○議長（中上良隆君）17番 山田君、再質問ありますか。

17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）橋本市の教育委員会としての、新学習指導要領の移行措置期間までのお話について、教育長のほうからご答弁いただきましてありがとうございます。

私としまして、少し私の考えを述べさせていただきます。

今回の改訂が、現行学習指導要領のどの点がどのように改訂されたのかを、的確に理解することこそが大事ではないかと。その背後にどのような理念があるかを、申し上げたように理解することが大切でないかと思うわけでございます。

冒頭に申し上げましたとおり、時間ございますので、3点申し上げた、それについてちょっと申し上げますと、教育基本法改定等で明確となった教育の理念を踏まえ、「生きる力」を育成、知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、それから道徳教育や体育などの充実により、豊かな心や健やかな体を育成することをどう生かしていくか。ご答弁いただきましたけれども、重要であるのではないかと私は考える次第でございます。

そこで教育長に、再質問じゃございませんけれども、この考えについてどのように、私の言うことについて、先ほど答弁いただきましたけれども、再度、確認のために答弁お願いしたいと、このように思います。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）答弁になるかどうか

わかりませんが、今の指導要領は、以前の指導要領よりも3割内容を削減してあるわけでございます。その結果、いろいろ全国学力診断テスト等の結果を見ますと、やはり基礎基本が把握できていない、また思考力、そういう考える力がついていないということで、学習内容もさらに増やしてございます。

それと新学習指導要領でも、考える力とは述べておりませんので、教育内容以外にその時間を少し増やしまして、いろいろ考えさせる授業、そういった点を配慮した学習指導要領であろうかと思われまます。

そういった点、どういう根拠でこういうことになったのかということにつきましても、ただ機械的に理解するわけではなしに、根拠があつてのこういう指導要領の改訂でございますので、現場等につきましても、そういう点を徹底していきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）17番 山田君。

○17番（山田哲弥君）私、最後にこれは要望しておきたいと思ひます。新学習指導要領の全面実施までの移行措置の期間に、各学校に新学習指導要領の趣旨の理解を徹底するとともに、移行措置に沿つて教育活動を進めながら、新学習指導要領に基づく新しい教育課程を編成して、準備体制を整えていただきたいと、このように思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、17番 山田君の一般質問は終わりました。